

火災予防条例の一部改正について

令和5年7月1日

1 急速充電設備に関する規定の変更について

電気自動車等を充電するための急速充電設備について、火災予防条例の一部を改正しました。その主な改正内容は以下のとおりです。

(1) 急速充電設備の定義の変更

これまでは、全出力 20 キロワットを超え 200 キロワット以下のものを急速充電設備として取り扱っていましたが、全出力の上限を撤廃し、今まで変圧設備として取り扱っていたものを急速充電設備として取り扱います。

(2) 急速充電設備の充電対象が拡大

これまでは、充電対象が「自動車」及び「原動機付自転車」に限られていましたが、その対象を「自動車」、「原動機付自転車」、「船舶」、「航空機その他これらに類するもの」に拡大しました。

(3) 分離型の急速充電設備の規定

変圧機能を有する設備本体と充電ポストで構成される分離型の急速充電設備を規定しました。

(4) 緊急停止装置の明確化

手動で緊急に停止することができる装置の設置箇所を明確化しました。

(5) 蓄電池の規定

主として保安のために設ける蓄電池については、急速充電設備に内蔵する蓄電池に講じなければならない規定を適用しないこととしました。

※ これらの改正は、令和5年10月1日から施行されます。



2 喫煙等に関する規定の変更について

多数の者が利用する施設等で消防長が指定する場所における喫煙所の標識や図記号などについて、火災予防条例の一部を改正しました。その主な改正内容は以下のとおりです。

- (1) 健康増進法に規定する「喫煙専用室標識」が設置されている場合は「喫煙所」と表示した標識を設置しなくてもよいことにします。
 - (2) 「禁煙」、「火気厳禁」、「喫煙所」の標識と併せて記号による標識を設ける場合は、国際基準化機構（ISO）又は日本産業規格（JIS）が定めた規格に適合したものとします。
- ※ これらの改正は公布の日から施行されます。



健康増進法
喫煙専用室標識

【お問合せ先】

- 久喜市 久喜消防署
所在地：久喜市上早見 396
電話番号：0480-21-0190
- 加須市 加須消防署
所在地：加須市北小浜 780 番地 1
電話番号：0480-61-0119(代表)
- 幸手市 幸手消防署
所在地：幸手市東 4 丁目 5 番 10 号
電話番号：0480-42-9119(代表)
- 白岡市 白岡消防署
所在地：白岡市寺塚 162 番地 1
電話番号：0480-92-1800(代表)
- 杉戸町 杉戸消防署
所在地：杉戸町大字堤根 4750 番地 1
電話番号：0480-33-0119(代表)
- 宮代町 宮代消防署
所在地：宮代町大字須賀 650 番地 1
電話番号：0480-34-0119(代表)